

みどり市公式SNS運用方針

1 趣旨

この方針は、民間企業が提供するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したさまざまな情報発信を目的とし、みどり市が開設する各種公式SNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 SNSの定義

フェイスブック、エックス（旧ツイッター）、LINE、インスタグラム、ティックトックなどインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。

3 運営主体および管理者

- (1) みどり市が運用する公式SNSの総称は、みどり市公式SNSとする
- (2) 公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、みどり市SNS運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く
- (3) 運用管理者は、地域創生課長をもって充て、次に掲げる業務を行う
 - ①公式SNS全体の構成及び調整に関すること
 - ②公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
 - ③その他、公式SNSの運用に関すること

4 公式SNSおよびアカウントの明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式SNSおよびアカウントを、みどり市のホームページ上に明示する。

5 運用方法

- (1) 新たな公式SNSの利用を開始する場合、利用部署は当該SNSアカウントの管理者（以下「アカウント管理者」という。）を置くとともに、その運用方法などを定めなければならない
- (2) 公式SNSで投稿等をする職員は、アカウント管理者が指定した者とし、投稿等はアカウント管理者が責任を負うものとする
- (3) 情報の発信時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果などについて情報発信する場合、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、アカウント管理者の判断により直接情報を発信できるものとする
- (4) 情報発信には庁内の指定された端末を使用しなければならない。ただし、アカウント管理者が特に認めた場合はこの限りではない
- (5) コメント欄へ投稿された意見等には、原則として返信しない

6 情報発信内容

SNSを活用して情報を発信できる項目は、次のとおりとする。

- (1) みどり市ホームページ、広報みどり等で情報提供したもの
- (2) みどり市およびみどり市教育委員会が主催・共催するイベント情報、観光情報、災害情報または特別に各課より依頼があった情報
- (3) 前各号に掲げるもののほか、アカウント管理者が必要と認める情報

7 禁止事項

次の事項に該当する投稿を禁じる。該当する場合、アカウント管理者は予告なく削除できる。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、みどり市が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

8 著作権

みどり市公式SNS掲載情報（テキストや画像等）に関する知的財産権はみどり市又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合、及び公式SNS上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載することはできない。

9 ホームページとのリンク

みどり市公式SNSに記載するリンクのリンク先は、原則として市のホームページのみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特にアカウント管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

10 運用の停止または終了

- (1) みどり市は、運営が困難になった場合には、その理由をホームページに明記し、公式SNSの運用を停止することができる
- (2) みどり市は、前項の規定によりみどり市公式SNSの停止又は終了をした場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする

11 免責事項

- (1) みどり市は、掲載情報の正確性について万全を期すが、利用者が公式SNSの情報を利用

いて行う一切の行為について一切の責任を負わない。

- (2) みどり市は、利用者により投稿された公式SNSに対する、「リプライ」、「リツイート」、「コメント」等について一切の責任を負わない
- (3) みどり市は、公式SNSに関連して、利用者間もしくは利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切の責任を負わない
- (4) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者はみどり市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、みどり市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする
- (5) みどり市は、予告なくみどり市公式SNS運用方針や運用方法を見直す場合があるものとする

1.2 その他

この方針のほか、みどり市公式SNSの運用に関し、必要な事項は運用管理者が別に定める。

1.3 適用

この運用方針は、平成28年3月14日から適用する。

この運用方針は、令和5年6月30日から適用する。

この運用方針は、令和7年7月1日から適用する。